

千葉県ホームレス自立支援計画改定版の策定について

千葉県ホームレス自立支援計画については、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に即して、平成17年に策定したところです。

このたび、①計画期間（10年間）が平成27年3月をもって満了したこと、②平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、国の基本方針が改正されたことから、改正内容を踏まえ、計画の改定を行いました。

1 計画の概要

（1）根拠規定

ホームレスの自立支援等に関する特別措置法第9条

（2）計画期間

平成27年度から平成29年度

（3）策定時期

平成28年3月

2 主な改定内容

（1）計画期間

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の期限の平成29年度までとする。

（2）生活困窮者自立支援法の施行に伴う改正

ホームレス支援と生活困窮者自立支援法との関係や、同法に規定する事業を盛り込む。

<生活困窮者自立支援法に規定する事業>

- ・ 居住の確保について、一時生活支援事業、住居確保給付金の活用
- ・ 巡回相談事業を自立相談支援事業の一環として位置付け
- ・ 就労の支援について、就労準備支援事業、就労訓練事業の活用

（3）その他

（1）及び（2）を踏まえた目標の見直し